

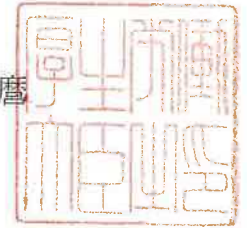
厚生労働省発基安 0905 第 3 号

令和 7 年 9 月 5 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物について、労働安全衛生規則別表第二に規定されているステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニルを削除すること。

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第十二号）の規定中、労働安全衛生規則別表第二に規定されているステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニルの削除に係る規定を削ること。